

令和7年度鹿児島県自作視聴覚教材コンクール実施要項

鹿児島県視聴覚教育連盟

1 趣旨

視聴覚教材は、学習理解を促進し、効果的に進めるために、教育の様々な場面で広く利用されている。多様化した学習内容や学習方法に対応するためには、学習者の実態に応じたきめ細かい自作教材や地域の歴史・文化・伝統などについて組織的に整理、構成された教材等、地域に着目した教材が必要とされている。また、近年の高度情報社会の進展やGIGAスクール構想等により、ICT機器を利用したデジタルコンテンツの制作や活用も求められている。

そのため、学校教育や社会教育関係者、児童生徒、一般の方を対象に、自作視聴覚教材コンクールを実施し、その制作技法の優劣のみを問うのではなく、なぜ、その教材が必要とされるのか具体的な利用方法まで含めて審査することを目的とし、視聴覚教材づくりの奨励と積極的な活用の啓発を図る。

2 主催等

- (1) 主催 鹿児島県視聴覚教育連盟
- (2) 後援 鹿児島県教育委員会

3 募集種別等

(1) 募集種別

種 別	規 格 等
映像教材	DV, DVD, BD に 12 分以内で構成した作品 ※ 録画再生機器等で再生できるようにする。
デジタルコンテンツ	Microsoft PowerPoint, ロイロノート, Canva 等のプレゼンテーション作成ツールを用いて制作された作品 ※ データでの提出とする (Microsoft PowerPoint・・・pptx ファイル, ロイロノート, Canva 等・・・動画ファイル)。また、保存する媒体は、CD 又は DVD で、どのパソコンでも開くことができるようにする
紙しばい	5 枚以上で構成した作品 ※ 演示した映像データ、台本、録音物等を必ず添付すること。 ※ 映像データは、紙しばいのみを映すこと。

◎ 教職員が授業や学習のために制作した自作視聴覚教材や、児童生徒が調べ学習や自由研究、郷土学習、総合的な学習の時間等でまとめた成果物や作品も応募できる。

◎ 作品については、前年度募集締め切り以降、当該年度に作成・使用のものとする。

◎ 公民館講座等で制作した作品も応募できる。ただし、一般の方が応募できる種別は映像教材のみとする。

(2) 応募条件

ア 他のコンクール等に応募した教材・作品（応募予定の教材・作品も含む）は、主催者等へ応募のための許可を得ること。

イ 次の事項に該当する場合は、著作権者等から応募のための許可を得ること。

(ア) 他人が作成・撮影した画像や放送を録画したものを使用している教材・作品

(イ) 著作権処理をしていないテープや CD・DVD・ダウンロードした曲を使用している教材・作品

(ウ) 著作権を応募者以外が所有している教材・作品

ウ その他

(ア) 一般の方の応募資格は、アマチュアであること。

(イ) 出品は個人またはグループ・団体 1 作品とする。

4 募集の対象者

次に掲げる個人または団体

- (1) 児童生徒
- (2) 学校教育関係者（教職員、指導主事等）
- (3) 社会教育関係者（社会教育主事、公民館主事、視聴覚ライブラリー職員、読書グループ員等）
- (4) 一般の方

5 募集締切

- (1) 県立学校、私立学校等においては、令和7年10月17日（金）までに直接鹿児島県視聴覚教育連盟事務局に提出する。
- (2) 各地域視聴覚ライブラリー等においては、募集締切を令和7年10月3日（金）までとし、令和7年10月17日（金）までに鹿児島県視聴覚教育連盟事務局に提出する。
- (3) 一般については、令和7年10月3日（金）までに各地域視聴覚ライブラリー等に提出する。

6 賞

- (1) コンクール本審査へ出品された応募者全員に参加賞を贈呈する。
- (2) 学校教育・社会教育関係者、児童生徒、一般において種別ごとに次の賞を設ける。
最優秀賞、優秀賞、優良賞

7 審査会、入賞発表及び表彰式の期日

- (1) 審査会 令和7年11月14日(金)
- (2) 入賞発表 令和7年11月28日(金)
- (3) 表彰式 令和8年1月17日(土)

8 審査会

審査会要項については、別途定める。

9 審査基準

応募された作品は、次の観点のうち各種別に必要なものを適用して審査する。

- (1) 教材性に優れているか。
- (2) 制作のねらいや利用目的が明確であるか。
- (3) 主題設定及び内容の構成が適切であるか。
- (4) 映像が鮮明で音声が明瞭であるか。
- (5) 内容や表現に創意工夫がなされているか。
- (6) 応募された教材が視聴覚機器の特性を生かしているか。

10 提出するもの（様式4・5・6は、各地域視聴覚ライブラリー等が作成）

- (1) 自作視聴覚教材・作品（前年度募集締め切り以降、当該年度に作成・使用のもの）
- (2) 令和7年度鹿児島県自作視聴覚教材コンクール応募票（様式1または様式2または様式3）
- (3) 指導案等の教材に関する資料（提出可能な学校教育関係者は、必要に応じて提出する。）
- (4) 令和7年度鹿児島県自作視聴覚教材コンクール部門別応募状況（様式4）
- (5) 令和7年度鹿児島県自作視聴覚教材コンクール応募作品一覧表（様式5・様式6）

11 著作権等について

- (1) 応募作品の著作権

応募作品の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、応募作品のうち入賞作品については、次の事項について応募者は了承するものとする。

ア 主催者が複製し、主催者が行う事業において利用すること（審査会や授賞式、研修会等での上映）

イ 主催者が本事業を広報するため、印刷物やホームページ、新聞等に利用すること。

ウ 主催者が本事業の記録として保存するために複製すること。

エ 原則として、映像教材、紙しばいの優秀作品は県視聴覚ライブラリーの貸出教材として登録すること。

オ 作品によっては、本センターのYouTubeチャンネルにて公開すること。

- (2) 応募作品中の著作物の著作権

他人が著作権等をもつ著作物等（例：教科書等の挿入素材、文章、BGM等）が応募作品中に含まれる場合には、応募者の責任において、著作権者等から、応募のための複製の許可を得るものとする。人物の肖像権等についても同様とする。

12 作品の返却（返却希望者のみ）

作品は、審査終了後、各地域視聴覚ライブラリー等を通じて返却する。一般の部については、原則として応募者の地域視聴覚ライブラリー等まで引き取りに行くこと。

13 優秀作品の推薦

審査会において最優秀賞を受賞した教材については、次年度の一般財団法人日本視聴覚教育協会主催「全国自作視聴覚教材コンクール」に推薦する。（該当する種別のみ）

14 その他

作品審査の経過等についての問合せは、受け付けない。

15 問合せ先

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50 （電話）099-221-6606

鹿児島県視聴覚教育連盟事務局（かごしま県民大学中央センター学習情報係）



↑ 応募様式等